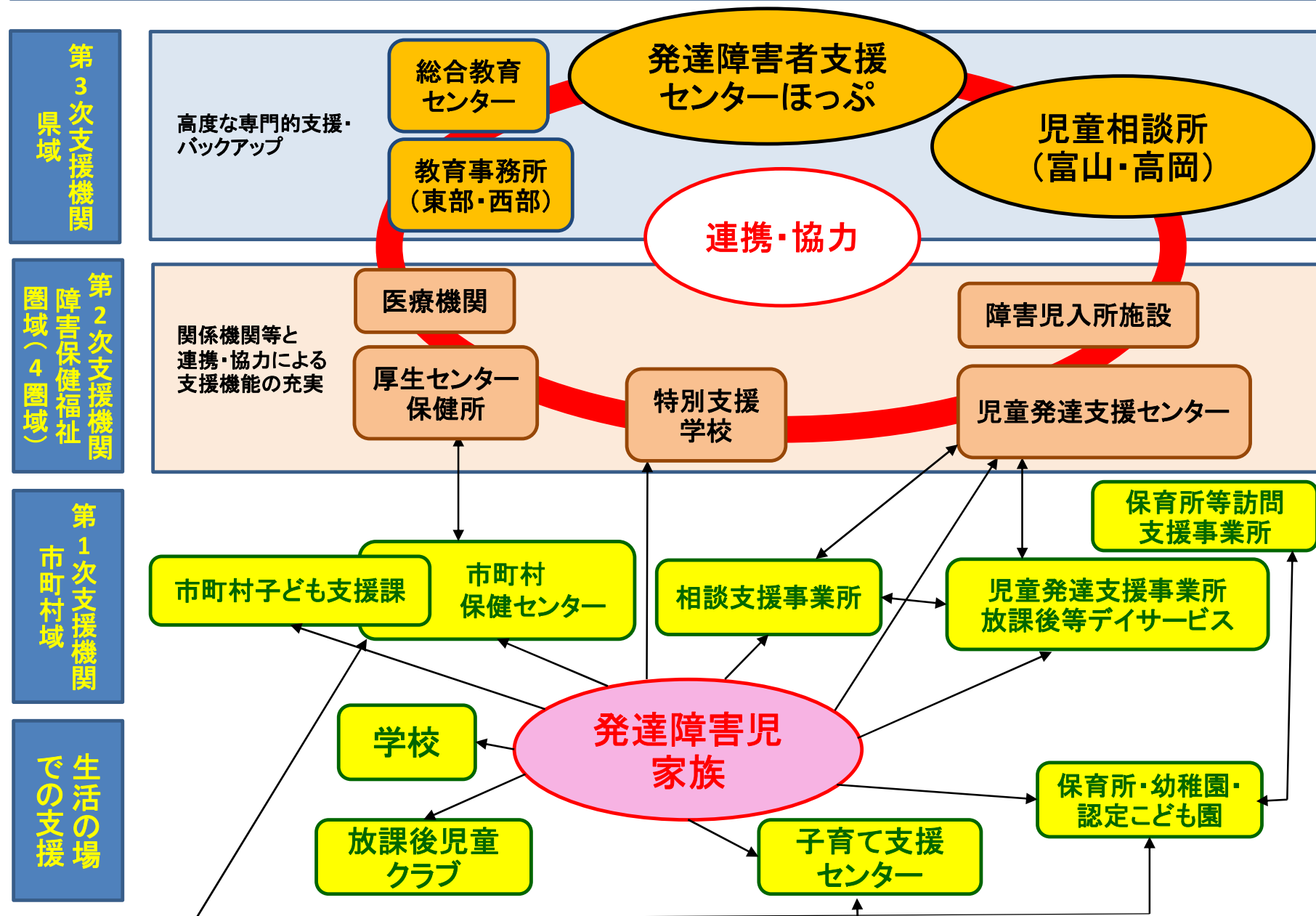


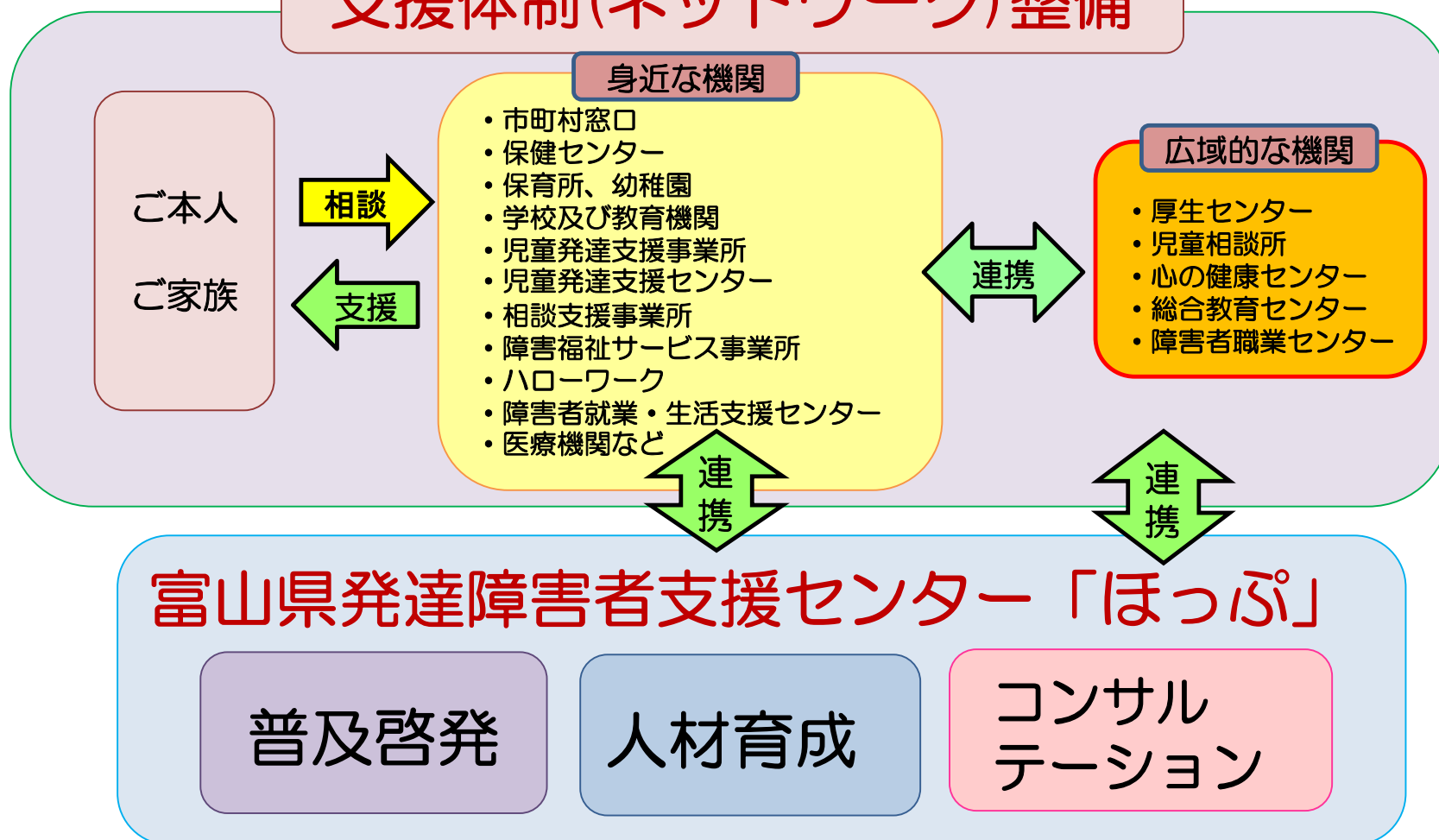
富山県発達障害児支援体制イメージ



発達障害者支援センター「ほっぷ」の事業内容

「ほっぷ」は、発達障害のある方が身近な地域で必要な支援が受けられることを目指して、その支援体制(ネットワーク)整備を行っています

支援体制(ネットワーク)整備



富山県医療的ケア児等支援センター「りあん」

在宅の医療的ケア児等とご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、専門的な相談支援や、医療・福祉・保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を通じて、地域の支援体制の充実を目指しています。

りあん（Lien）とは…
フランス語で絆、つながりの意味です。

【相談支援】

医療的ケア児等やご家族、支援者や関係機関等からの相談支援

【人材育成】

支援者や関係機関等の人材育成のための研修

【情報提供・普及啓発】

医療的ケア児等の支援に関する情報発信など

例えばこんな時

- ★ 毎日、子どもの世話で手一杯。何をどこに相談したらいいの？
- ★ 福祉サービスにはどのようなものがあるの？受けるにはどうすればいいの？
- ★ 医療的ケア児を保育所で受入れてほしいと相談があったが、何を準備すればいいのか。
- ★ 医療的ケア児を事業所で受け入れる時に活用できる補助や制度を知りたい。

まずは、お電話でご相談ください

電 話

076-438-2233（内線230）

080-6352-4503

受付時間

月～金 9時～16時（祝日、年末年始除く）

相 談

専任の相談員が対応します

ホームページお問い合わせフォームから相談のご予約もできます

場 所

〒931-8517
富山県富山市下飯野36番地
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内



ホームページ



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年11月

厚生労働省

たんの吸引等の制度

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることになります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護福祉士（※）
- 介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることになります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

《参考：これまでの背景》

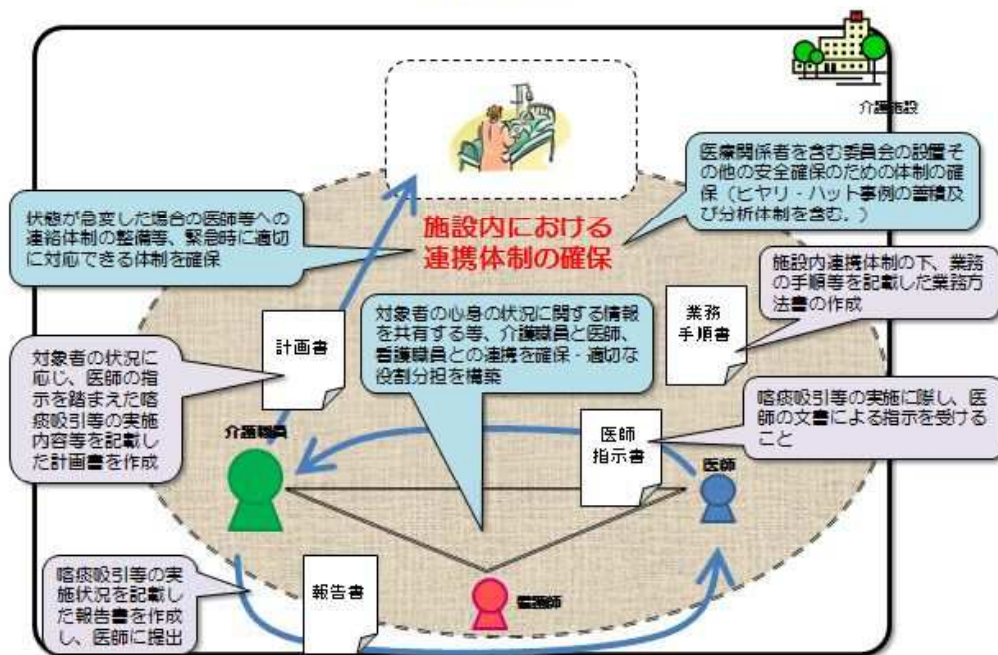
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。

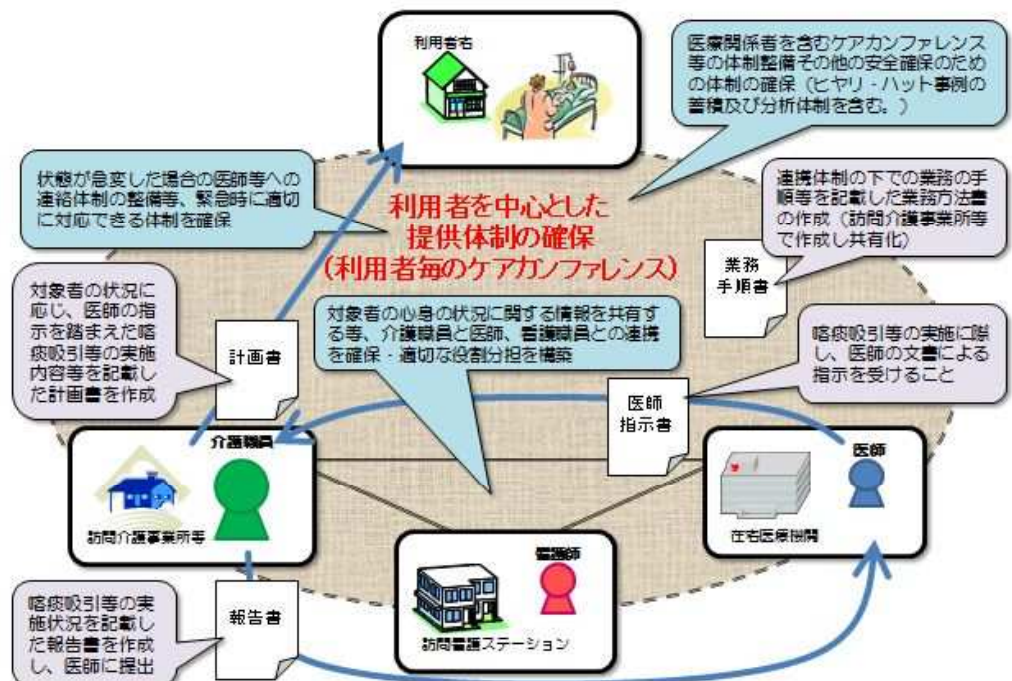
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

～施設の場合～



～在宅の場合～



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、

○介護福祉士はその養成課程において、

○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、
こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置
が定められています。

【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関

都道府県庁



登録研
修機関



※P-5を参照。

介護福祉士の養成施設など

養成施設



養成施設
（福祉系高校等）



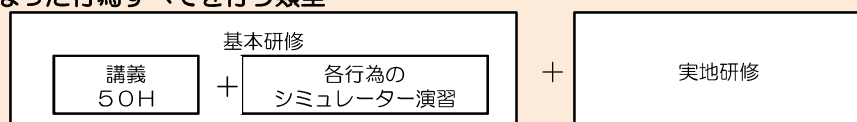
※介護福祉士は養成課程の中で学びます。

「喀痰吸引等研修」

研修には、3つの課程が設けられてます。

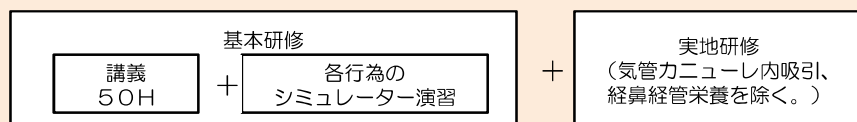
こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型

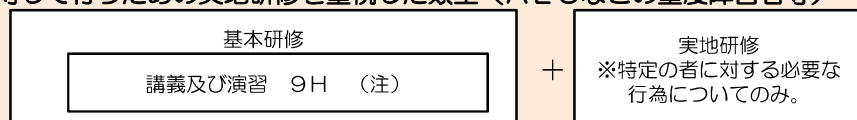


○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

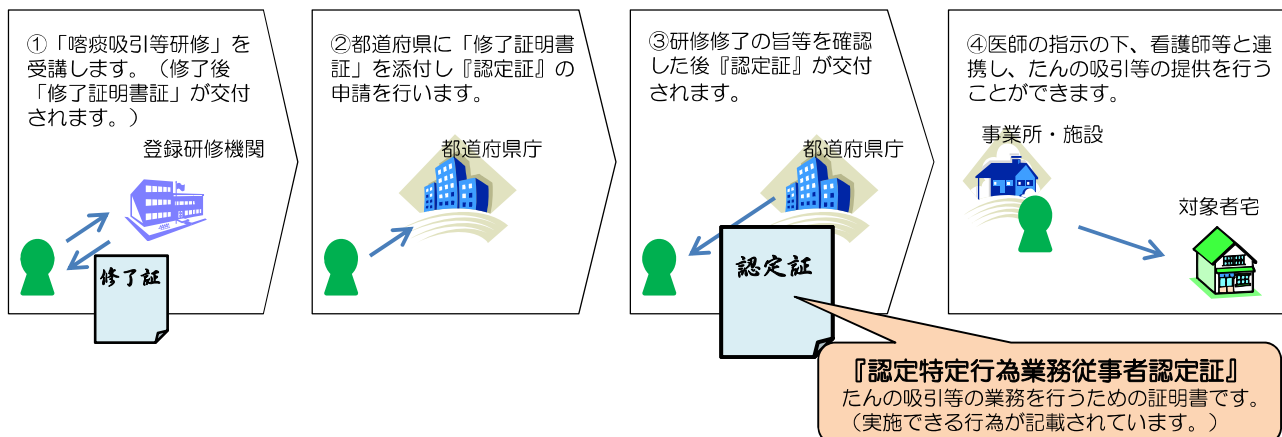


（注）重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う
場合には20.5時間

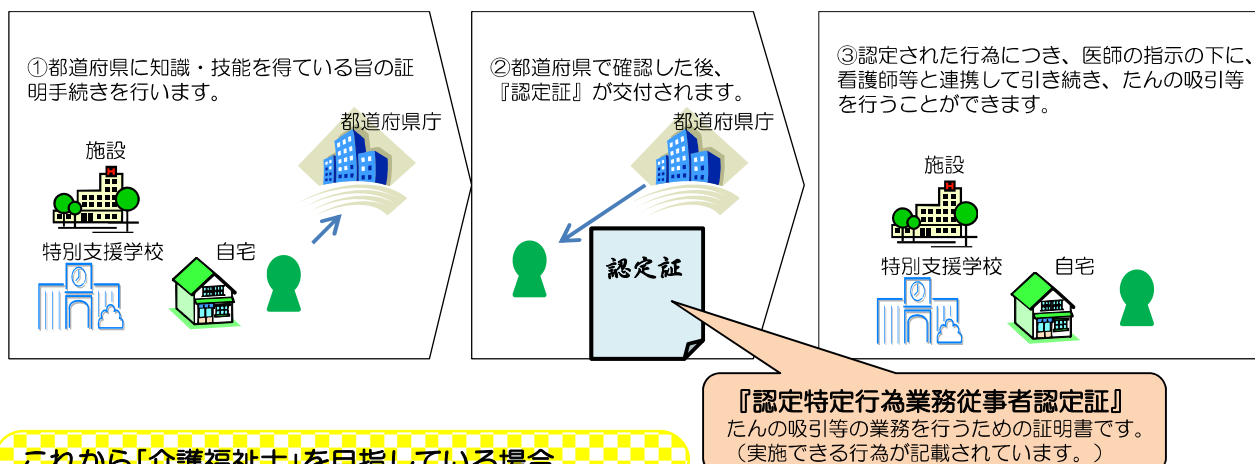
あなたの吸引等の業務ができるまで（例）

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

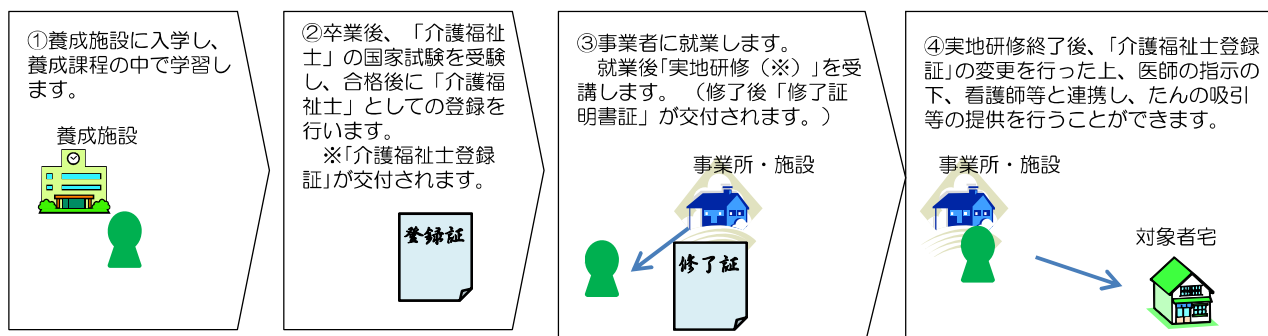
現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下であなたの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。



これから「介護福祉士」を目指している場合



（※）登録事業者における「実地研修」
介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

登録研修機関

○たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。

○「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件（登録基準）満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。

○登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。

○また、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

登録基準（登録研修機関の要件）

○たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。

○研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。

○研修に必要な器具等を確保していること。

○以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。

- ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等

○研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。（筆記試験及びプロセス評価）

○都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告

○研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録事業者（※）であることが必要です。
- 登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- （※）登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

登録基準（登録事業者の要件）

◎医療関係者との連携に関する事項（実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。）

- たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担
（対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等）
- 緊急時の連絡体制の整備
- 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など

◎安全確保措置など（たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。）

- 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持 など

◎介護福祉士の「実地研修」

※「登録喀痰吸引等事業者（平成27年度～）」においての登録基準となります。

- 養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
 - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
 - ・修得程度の審査を行うこと
 - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
 - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

たんの吸引等に関するQ & A

（Q）現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は、すべてたんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか？

（A）すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまでもありません。

（Q）現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者になる必要がありますか？

（A）すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。

ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

（Q）現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか？

（A）現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。（※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。）

（Q）具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか？

（A）研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。

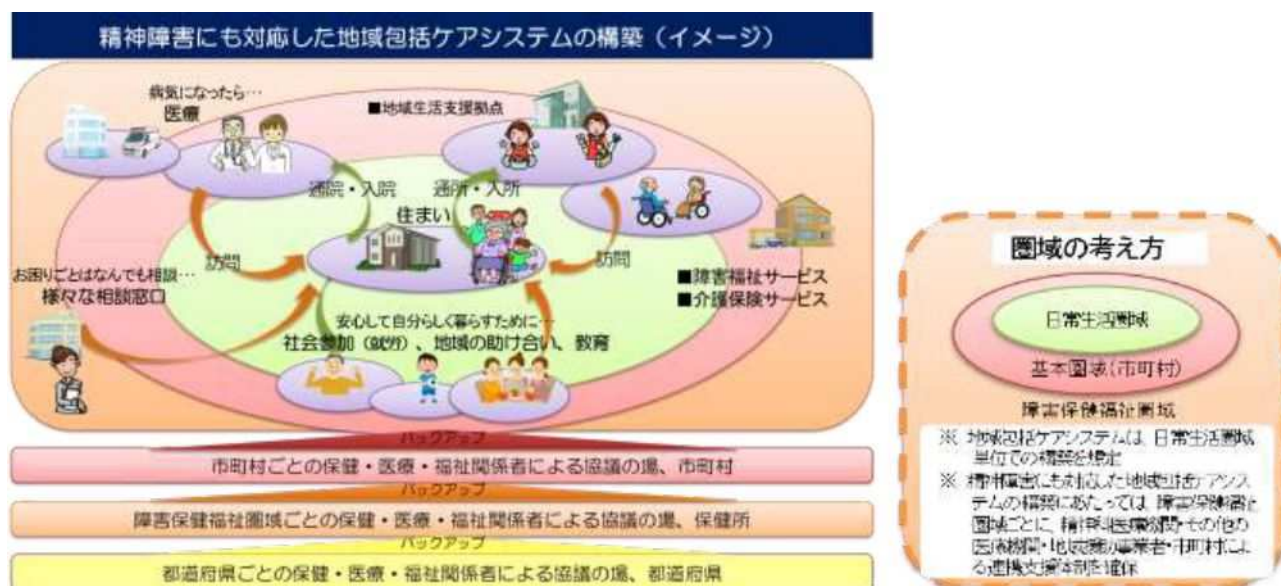
また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせください。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



（出典：厚生労働省資料）

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和8年度末時点における平均生活日数を325.3日以上とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和8年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を986人、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を584人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即して、令

<第7期障害福祉計画（素案）より抜粋>

和8年度末時点における入院3箇月時点の退院率を68.9%以上、入院後6箇月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目指します。

※基盤整備量

1年以上の長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって地域移行が可能であるとの考え方に基づき、国の基本指針の算定式により推計される当該精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）です。

政策効果によって地域移行が見込まれる長期入院患者数※と同値です。

※将来の入院患者数は、国が基本指針に基づき、入院患者の年齢構成の変化等の政策効果以外の要因と政策効果の要因を勘案して推計しています。

【成果目標】

項 目	基準	目標値	(参考) 第6期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H30 323 日	325.3 日 以上	316 日 以上	精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算／精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）総数
1年以上長期入院患者数（65歳以上）	R4 1,266 人	986 人	771 人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数（65歳未満）	R4 646 人	584 人	552 人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H29 61%	68.9% 以上	69% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H29 73%	84.5% 以上	86% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H29 80%	91% 以上	92% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

【国指針】精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<成果目標>

- **精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数**
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- **精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）**
令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- **精神病床における早期退院率（入院後3箇月時点、入院後6箇月時点、入院後1年時点）**
令和8年度末における入院後3箇月時点、入院後6箇月後時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91%以上として設定することを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進します。
- ・ 多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、ピア・フレンズなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。

精神障害者支援人材育成研修事業

1 目的

これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進める。

2 実施主体 県（富山県精神保健福祉士協会に委託）

3 事業内容

(1) 内容

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラムに沿った内容

※今年度は施設見学を実施せず施設紹介の講義をプログラムに入れた

(2) 対象者 相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員

(3) 参加者 22名（障害分野15名、介護分野7名）※修了者は19名

(4) 研修日程

日程	内容
研修1日目 9月29日（金）	講義1『精神障害者の障害特性の総論的理解』 講義2『障害特性の理解と具体的な対応①（統合失調症・気分障害）』 演習A『対応方法と援助技術』（グループワーク） 講義3『障害特性の理解と具体的な対応②老年期・依存症・発達障害』 演習B『対応方法と援助技術』（グループワーク）
研修2日目 10月23日（月）	講義4『当事者の想い（当事者からの講演）』 講義5『社会資源と連携、家族支援』 講義6『就労支援施設の実際』 演習C『効果的な支援のための連携』（グループワーク）

富山県依存症相談支援センター

アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等に依存している
本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、
保健・医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、
回復に向けて具体的な方法をともに考えます。
ぜひ、ご相談ください。

ご利用案内

- | | |
|--------|--|
| 利用される方 | アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等の依存状態にある本人や家族等 |
| 相談方法 | 電話・来所等により相談に応じます。
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。 |
| 相談時間 | 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00
祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く |
| 専用電話 | TEL 076-461-3957 |
| 場 所 | 富山県心の健康センター内(〒939-8222 富山市蛭川459-1) |

案内図



交通機関

路線バスを利用される方は
富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場
笹津行・猪谷行・春日温泉行
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

お車を利用される方は
富山インターチェンジから、国道41号を
700mほど南下(大沢野方面)し
蛭川交差点で右折

依存症は誰でもなりえる病気です。

回復可能な病気です。

自分で止めたくても止められなくなる病気です。

止めたいと思ったことはありませんか？

本人だけでなく支援しておられる方のご相談もお受けします。

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

やめたいけど、やめられない
何度かやめようとしたが挫折した
自分でコントロールができない
もうしないと約束しても続かない
家族に嘘をついてでもやりたい
仕事よりも優先
家族よりも優先
何よりも優先
借金してでも続けてしまう
やっていることに罪悪感がある
本当はもうやめたい
やめて普通に生きたい

相談は無料で
行います
(秘密厳守)



TEL 076-461-3957

月曜日～金曜日 8:30～12:00／13:00～17:00

祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

富山県依存症相談支援センター

富山県ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携し、
解決に向けて具体的な方法をとともに考えます。
ぜひ、ご相談ください。

相談
無料

ご利用案内

- | | |
|--------|--|
| 利用される方 | ひきこもり状態にある本人や家族等 |
| 相談方法 | 電話・来所等により相談に応じます。
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。 |
| 相談時間 | 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00
(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く) |
| 専用電話 | TEL 076-428-0616 |
| 場 所 | 富山県心の健康センター内 (〒939-8222 富山市蛭川459-1) |

ACCESS



路線バスを利用される方は
富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場
笹津行・猪谷行・春日温泉行
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

高速道路を利用される方は
富山インターチェンジから、国道41号を
700mほど南下(大沢野方面)し、
蛭川交差点で右折

まずはお電話ください

来所による
面接相談も
ご利用ください

※来所相談は予約が必要です

家族の方や支援に
あたっている方も
ご利用ください



予約制

076-428-0616

月曜日～金曜日

8:30～12:00 13:00～17:00

(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

人と会うのが苦手で
外出できない

自分への自信をなくし
ひきこもってしまった

ひきこもっている生活を
変える「きっかけ」がほしい

こんな悩みや相談に応じます!!

学校へ登校できず
家から出られない

会社に出勤できない

家から出られない子どもに
どのように接したらよいか
わからない

つながろう、心と心。

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

富山県こころの電話

相談無料

プライバシー厳守

● 平日日中(9:30~17:00)

☎ **076-428-0606**

● 夜間・休日

☎ **0570-074-333**

※ナビダイヤルの利用料金がかかります

24時間、
相談をお受けします



Touch hearts.



富山県

お問合せTEL 076-444-3223(富山県厚生部健康対策室)

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kj00004417/index.html>

令和7年度 障害福祉関係の従事者研修の実施について

1 案内方法の変更

県主催の研修案内は、富山県ホームページの障害者事業者向け情報欄又は支援者研修欄に掲載しますので、募集開始時期を参考に、各自ご確認ください。併せて、事業所者のメールアドレス（情報公表制度において登録されているアドレス）あてに募集要項等を送付することとし、原則として郵送は行いません。

2 研修申込にあたっての留意事項

- 募集締切後の申込や、提出書類の不備等が散見されます。申込期限や必要書類を確認のうえ、お申込ください。
- 研修受講要件の設定がある研修については、要件を満たすことを確認のうえ、お申込みください。

3 令和7年度研修予定一覧（令和7年3月時点の予定です）

研 修 名	実施時期	募集時期	案内方法	実施主体
障害者(児)ホームヘルパー養成研修	8～10月頃	7月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
障害者(児)ホームヘルパー導入研修	未定	未定	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修（一般課程）	7月	6月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修（応用課程）	8月	6月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	9月	7月～8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	11～12月	10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月～12月	6月～7月	HP、メール	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修(全日程)	6～9月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者初任者研修(講義のみ)	6～7月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者現任研修	9月～12月	8月	HP、メール	県（自立支援係）
主任相談支援専門員研修（開催場所未定）	11月～12月	未定	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（基礎研修）	8月、12月	6月～10月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（実践研修）	7月、8月、10月	5月～8月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（更新研修）	11月～12月	9月～10月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者研修 （専門コース別：スーパービジョン）	6月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修（専門コース別：意思決定支援）	1月	11月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修 （専門コース別：障害児支援）	1月	11月	HP、メール	県（自立支援係）
障害者権利擁護・虐待防止研修	12月下旬頃	12月頃	HP、郵送、メール	県（管理係）
医療的ケア児等支援者養成研修及び 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	7月～9月	5月～6月	HP、メール	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター（富山県医療的ケア児等支援センター）
障害者ピアサポート研修（基礎研修）	9月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修（専門研修）	10月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）	11月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修）	9～10月	7月	HP、メール	未定
高次脳機能障害支援養成研修（実践研修）	10月～12月	8月	HP、メール	未定

<参考>令和6年度研修実施一覧

研 修 名	実施日	募集期間	案内方法	実施主体
障害者(児)ホームヘルパー養成研修	8月2日、8月20日～9月25日のうち2日（施設実習）、10月9日	7月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
障害者(児)ホームヘルパー導入研修	2月13日(オンライン)	12～1月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修（一般課程）	7月23日、30日、31日	5月～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修（応用課程）	8月20日、21日	5月～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会

[テキストを入力]

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	9月19日、20日	7月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	11月27日、28日	9～10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月5日～11月25日の土曜日	7月下旬	HP、郵送	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修(全日程)	6月1日～7月2日(eラーニング) 7月3、4日、8月8日 9月26、27日	4月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者初任者研修(講義のみ)	6月1日～7月2日(eラーニング)	4月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者現任研修	8月29日～10月17日(eラーニング) 10月17日、11月13日、12月18日	7～8月	HP、メール	県(自立支援係)
主任相談支援専門員研修	12月26日～1月21日(eラーニング) 1月21日、22日、3月3日、4日	11月	メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(基礎研修)	6月28日～10月8日(動画配信)、①7月30日31日、②10月8日9日	① 5月 ② 7月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(実践研修)	6月10日～2月26日(動画配信)、①7月10日11日、②12月10日11日、③2月27日28日	① 5月 ② 9月 ③ 12月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(更新研修)	①9月10日、11日 ②11月19日、21日 ③3月12日、13日	①6月～7月 ②9月～10月 ③12月～1月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者研修(専門コース別：スーパービジョン)	6月11日、12日	5月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修(専門コース別：意思決定支援)	1月23日	11月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(専門コース別：障害児支援)	2月7日8日	12月	HP、メール	県(自立支援係)
障害者権利擁護・虐待防止研修	3月11日～29日(オンライン開催)	2月下旬～3月上旬	郵送、メール	県(管理係)
医療的ケア児等支援者養成研修	7月17日、18日	5月	HP、メール	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター(富山県医療的ケア児等支援センター)
障害者ピアサポート研修(基礎研修)	9月14日、15日	8月	HP、メール	株式会社ジェック経営コンサルタント
障害者ピアサポート研修(専門研修)	10月5日、6日	8月	HP、メール	株式会社ジェック経営コンサルタント
障害者ピアサポート研修(フォローアップ研修)	11月16日、17日	8月	HP、メール	株式会社ジェック経営コンサルタント